

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

1. 分野別の見直し品目及び概要

平成 23 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う箇所は、以下のとおり（物品・役務は資料 4－1、公共工事は資料 4－2 参照）である。

◇OA 機器

- コピー機等、電子計算機、プリンタ等についてプラスチック製筐体部品へのハロゲン系難燃剤の使用削減を配慮事項に追記

◇家電製品

- 経過措置を設けている電気冷蔵庫については、次のとおり
 - 定格内容積 350 ℓ以下の電気冷蔵庫については、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから、経過措置を延長
 - 定格内容積 350 ℓ超 400 ℓ以下の電気冷蔵庫については 1 年間経過措置を延長
 - 定格内容積 400 ℓ超の電気冷蔵庫については 1 年間の経過措置の終了
- テレビジョン受信機について地上デジタル放送対応の削除、エネルギー消費効率に係る 1 年間の経過措置の終了
- 経過措置を設けている電気便座については、次のとおり
 - 温水洗浄便座（瞬間式）に係る 1 年間の経過措置を終了
 - 暖房便座、温水洗浄便座（貯湯式）については判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから、経過措置を延長

◇エアコンディショナー等

- 経過措置を設けているエアコンディショナーに係る 1 年間の経過措置を終了

◇照 明

- LED 照明器具及び LED ランプに係る判断の基準等を見直し
→ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2－2）

◇自動車等

- 自動車に係る判断の基準等を見直し

→ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2－2）

◇設備

- 日射調整フィルムについて判断の基準を見直し（可視光線透過率の高いフィルムの追加）

◇公共工事

- ビニル系床材について判断の基準を見直し
- 高日射反射率塗料について判断の基準を見直し

◇役 務

- 印刷に係る判断の基準等を見直し
 - 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2－2）
- 食堂において使用する食材について、地域の農林水産物の利用の促進の観点
を配慮事項として設定
- 飲料自動販売機設置については、低 GWP 冷媒機の市場への供給状況を踏ま
え、経過措置を 1 年間に限り延長

2. 現段階において検討中の品目・内容等

現段階において、平成 24 年度以降の環境対応車に対する税制上の優遇措置について検討が行われているところであり、本年末までに結論が出される予定である。このため、優遇措置の対象となる自動車の要件を踏まえ、必要に応じ、自動車に係る判断の基準等の見直しを行う場合がある。